

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成17年2月10日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

有限会社ヤマシン  
代表取締役 田中 美代子  
京都市伏見区羽束師志水町 85 番地  
株式会社ミドリ電化  
代表取締役 梅原 正幸  
兵庫県尼崎市潮江1丁目1番50号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

C-WAVE京都南（デイリーカーナートイズミヤ羽束師店）  
京都市伏見区羽束師志水町 111 番地 1

(2) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時(年間 60 日午前 9 時) 閉店時刻 午後 8 時(年間 60 日午後 9 時)	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午前 0 時(一部 午後 8 時)
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 30 分(年間 60 日 午前 8 時 30 分)から午後 8 時 30 分(年間 60 日午後 9 時 30 分)まで	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分(駐車場No.2:午後 10 時)まで

(3) 変更する年月日

平成 17 年 3 月 1 日

(4) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	有限会社ヤマシン 代表取締役 田中 美代子 京都市伏見区羽束師志水町 85 番地 株式会社ミドリ電化 代表取締役 梅原 正幸

	兵庫県尼崎市潮江1丁目1番50号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社イズミヤ 代表取締役 林 紀男 大阪府西成区花園南1丁目4番4号 香山 祐一 大阪府茨木市春日1-16-53
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,854 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 94台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 51台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 面 積 90.0 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 容 量 26.28 m <sup>3</sup>
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 2箇所 位 置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで

(添付図面は省略)

3 届出年月日

平成17年1月31日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成17年2月10日(木)から同年6月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成17年6月10日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)